

事 業 報 告

第 4 期

自 平成 3 1 年 1 月 1 日

至 令和元年 1 2 月 3 1 日

楽天ウォレット株式会社

1. 会社の現況に関する重要な事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における国内経済は、米中関係をはじめとした不透明な海外要因に左右される中、世界的な景気不振リスクへ対応した主要国の金融緩和への政策転換と日銀の緩和継続もあり、上期は堅調さを維持したものの、下期に入り、中国経済の成長鈍化やドイツなど EU 経済の減速が顕在化し、8、9月の台風による大規模災害や10月の消費税増税等の国内要因も重なり、経済活動の停滞と景気後退の先行き懸念が高まる状況となりました。

このような経済環境の中、仮想通貨（暗号資産）関連事業に係わる市場は、平成30年に低迷期を迎えていましたが、平成31年に入り、参入を表明していた国内大手企業の取引所サービス開始やブロックチェーン事業への参入、並びに、海外大手企業（フェイスブック等）の暗号資産産業の動きなど明るいニュースも入ってきたことにより、当事業年度の上半期におけるビットコイン（BTC）価格は徐々に上昇し、1月の30万円から7月には最大140万円台にまで上昇しました。一方、下半期におけるビットコイン価格は徐々に下降傾向となり、当事業年度末には70万円台にまで下落しました。

仮想通貨交換業者に対する規制につきましては、7月のビットポイントジャパンの約35億円の流出事件をはじめ国内外での不正アクセスによる暗号資産の流出事件の継続に加え、フェイスブックの「リブラ」構想や中国人民銀行によるデジタル通貨（CBDC）などの新たな動きもあり、グローバルな規制見直しの動きが顕在化する中、国内においても、平成31年5月に資金決済法、金融商品取引法及び金融商品販売法が改正され、利用者財産の保全・分別・弁済義務強化や証拠金取引等店頭デリバティブ取引の業登録義務などの新たな規制の枠組みが具体化されました。

このような環境の下、当社は経営基盤と業務体制の整備を行い、資金決済法に基づき平成31年3月25日付で関東財務局への仮想通貨交換業者として登録を完了し、同年3月31日には、旧「みんなのビットコイン」のサービスを終了しました。

平成31年4月1日には、楽天グループ全体として、スピード、シナジー、アカウントビリティ（責務）のある体制にする為、組織再編を行いました。フィンテック領域については、キャピタルインテンシブな事業（カード、銀行、証券、保険）を、楽天カード(株)に集約し、決済事業については、楽天ペイメント(株)に集約し、その一環で、当社も楽天ペイメントの完全子会社として移管されました。

組織再編後は、平成31年4月15日に、新しいWebサイトにて「楽天ウォレット」サービス口座申込受付開始し、同年8月19日には暗号資産における現物取引サービスの提供を開始しました。また、12月24日には、楽天スーパーポイントから仮想通貨（暗号資産）への交換サービスの提供を開始しました。

その結果、当事業年度においては、現物取引サービスのみの提供となった一方で、年度を通して経営基盤と業務体制を強化したことから、営業収益11百万円、営業損失10億23百万円、当期純損失10億16百万円となりました。

(2) 対処すべき課題

当社は、当事業年度において、楽天金融グループのノウハウ導入によるより確固とした経営管理態勢の構築に取り組んでまいりましたが、今後は証拠金取引等のサービス拡充による収益拡大を図ることが最優先の課題となります。当社としては、事業の経過に合わせて、第一線、第二線、第三線の適切な経営管理態勢構築を図って行くとともに、必要に応じて、楽天グループからの出向の受入れおよび新たな人員の採用活動も行う予定です。

(3) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

	第2期 平成30年3月期	第3期 平成30年12月期	第4期 令和元年12月期
営業収益	25,582	5,433	11,271
営業損失(△)	△48,993	△189,293	△1,023,506
経常損失(△)	△48,927	△190,045	△1,028,122
当期純損失(△)	△49,217	△191,205	△1,016,231
総資産	547,864	828,433	5,052,075
純資産	205,307	714,101	1,497,870

*第3期は平成30年4月1日から平成30年12月31日の9カ月決算となっております。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

(令和元年12月31日現在)

社名	出資比率	主要な事業内容
楽天ペイメント株式会社	100%	資金移動業等の決済事業の企画・開発・運営他

*平成31年4月1日付で楽天カード株式会社から楽天ペイメント株式会社への株式譲渡により親会社が異動しております。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(5) 主要な事業内容

暗号資産(仮想通貨)の販売及び交換

なお、当社は仮想通貨交換業者として資金決済に関する法律に基づき仮想通貨交換業及びこれに付随する業務のほか、電子決済代行業および広告代理業等を行っております。

(6) 主要な営業所の状況

本社 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリームゾンハウス
平成31年1月12日付で上記の本社への移転を行っております。

(7) 従業員の状況

	前事業年度末現在	当事業年度末現在
使用人数	27名	52名
平均年齢	41.0歳	42.6歳
平均勤続年数	2年5カ月	3年1カ月

*使用人数には、親会社グループからの出向者を含んでおります。

(8) 重要な設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資総額は872,346千円であり、主としてソフトウェアの投資であります。

(9) 重要な資金調達の状況

当事業年度中の運転資金ならびにソフトウェアのシステム投資を目的とする資金調達として、平成31年1月7日に株数10,000株、出資額5億円の株主割当による増資、並びに、平成31年3月1日に株数26,000株、出資額13億円の株主割当による増資受入を実施しております。

(10) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当該事項はありません。

(11) 主要な借入先及び借入額

当事業年度期間中の運転資金ならびに流動性資金確保を目的とする資金調達として、楽天株式会社より借り入れによる調達を実施しております。

借入先	借入残高
楽天株式会社	1,250 (百万円)

(12) 重要な合併、会社分割、事業譲渡等の状況

当該事項はありません。

(13) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は平成31年1月28日の取締役会及び同年2月28日開催の臨時株主総会の決議に基づき、平成31年3月1日付で楽天ウォレット株式会社に商号を変更しております。

また、当社は、QUOINE社のシステムおよび業務委託を前提とした旧サービスの提供を、平成31年3月31日をもって終了し、同年4月より当社システムを前提とした新サービスの提供を行っております。

2. 株式会社の会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況

役員の状況及び親会社ならびに兄弟会社等の兼務状況（令和元年12月31日現在）

当社における状況		重要な兼務先における状況	
役職名	氏名	会社名	役職名等
代表取締役社長	山田達也	—	—
取締役 (社外)	楠雄治	楽天株式会社 楽天証券株式会社	常務執行役員 代表取締役社長
取締役 (社外)	高澤廣志	楽天株式会社 楽天証券株式会社 楽天投信投資顧問株式会社	常務執行役員 取締役 取締役
取締役 (社外)	中村晃一	楽天株式会社 楽天ペイメント株式会社	常務執行役員 代表取締役社長
取締役 (社外)	有吉尚哉	西村あさひ法律事務所	パートナー
監査役 (社外・常勤)	藤平進一	—	—

※1 平成31年4月1日の株主異動に伴い勇浩一郎（取締役）は辞任しました。

※2 山田達也（取締役）は令和元年10月1日付で、楽天証券株式会社から当社に転籍しました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	人数	報酬等の額
取締役	6名	24,075千円
監査役	1名	12,000千円
計	7名	36,875千円

※1 支給人数及び報酬等の額には、辞任しました取締役を含めて表示しております。

※2 平成30年10月1日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額150百万円、監査役の報酬限度額は年額30百万円と決議しております。

(3) 責任限定契約

社外取締役である有吉尚哉氏ならびに監査役藤平進一氏については、会社法第423条第1項に関する責任につき、会社法第425条一第1項に定める金額の合計額を限度とし、平成30年10月1日付にて責任限定契約を締結しております。

3. 当事業年度末現在の株式会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数：100,000株

(2) 発行済株式の総数：55,100株

(3) 株主数：1名

(4) 大株主

株主名	保有株式数	保有割合
楽天ペイメント株式会社	55,100株	100.0%

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 株式会社の新株予約権の状況

(1) 当事業年度末日における新株予約権

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

5. 会社法及び資金決済に関する法律に基づく監査を行う監査法人に関する事項

(1) 監査法人の氏名又は名称

永和監査法人

(2) 監査業務および非監査業務の内容とその対価

会社法第436条第2項に準ずる資金決済に関する法律第63条の14第3項に定める財務に関する書類に関する監査

11,000千円（消費税を除く）

資金決済に関する法律第63条の11第2項に定める分別管理に関する合意された手続

3,000千円（消費税を除く）

6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
当該基本方針は決議されておられません。

7. 業務の適正を確保するための決定または決議の内容の概要
当該決定または決議は行われておられません。